○経済産業省令第五十六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項及び別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令及び貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令及び貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部改正）

第一条　輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第二号中「、塹壕熱リケッチア」を削り、「、類鼻疽菌又はロッキー山紅斑熱リケッチア」を「又は類鼻疽菌」に改める。

第三条第一号中「五〇〇キログラム以上の」を削り、同条第一号の二中「無人航空機」の下に「又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品」を加え、同条第一号の三中「噴霧できるように」を「噴霧するように」に、「することができる」を「するように設計した」に改め、同条第二号イ（二）中「固体ロケット推進装置」の下に「、ハイブリッドロケット推進装置」を加え、同条第三号チ中「ハイブリッドロケット」を「前号イ（二）に該当するハイブリッドロケット」に改め、「（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はその部分品」を「の部分品」に改め、同条第八号ニ中「P」を「P」に改め、同条第十六号を次のように改める。

十六　ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるマルエージング鋼であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）　次のいずれかに該当するもの

1　固溶化熱処理段階で二〇度の温度において測定した最大引張強さが九〇〇、〇〇〇メガパスカル以上のもの

2　析出硬化熱処理段階で二〇度の温度において測定した最大引張強さが一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇メガパスカル以上のもの

（二）　次のいずれかに該当するもの

1　厚さが五ミリメートル以下の板又は管

2　厚さが五〇ミリメートル以下の管であって、かつ、内径が二七〇ミリメートル以上のもの

第三条第二十号中「重力勾配計」を「重力勾配計」に改める。

第四条第三号中「銅を」を「銅で」に、「ラミネートしたもの」を「ラミネートされたもの」に改め、同条第十三号イ及びヘ中「二四〇度」を「二九〇度」に改める。

第五条第二号イ中「輸郭制御をすることができる軸数が二以上のもののうち、次のいずれか」を「次の（一）及び（二）に改め、同号イ（一）及び（二）を次のように改める。

（一）　国際規格ＩＳＯ二三〇／二（二〇〇六）で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が〇・〇〇四五ミリメートル以下のもの

（二）　輸郭制御をすることができる軸数が二以上のもの

第五条第二号ロ（一）中「次のいずれかに該当するもの」を「国際規格ＩＳＯ二三〇／二（二〇〇六）で定める測定方法により測定した場合に、いずれか一軸以上の直線軸の位置決め精度が〇・〇〇四五ミリメートル以下のもの」に改め、同号ロ（一）中1及び2を削り、同号ロ（三）中「（一九九七）」を「（二〇〇六）」に改め、同号ハ（一）中「（一九九七）」を「（二〇〇六）」に改め、同号ハ（四）中「（一九九七）」を「（二〇〇六）」に改め、同号ホ（二）中「（一九九七）」を「（二〇〇六）」に改め、同条第十号イ中「フィードバック装置」を「直線上の位置のフィードバック装置」に改め、「、直線上の位置を検出する位置検出器を有し」及び「位置検出器の」を削り、「スケールの有効長さ」を「当該装置の有効測定長さ」に改め、同号ロ中「角度を検出する位置検出器を有する」を「角度の」に改め、同条第十一号中「又はしごきスピニング加工機」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「二以上」を「三以上」に改める。

第六条第一号ロ中「若しくはル」を「、ル若しくはヲ」に改め、同号ヌ中「、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの」を削り、同号ル次に次のように加える。

ヲ　ダイレクト・デジタル・シンセサイザ（ＤＤＳ）集積回路であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　デジタルアナログ変換クロック周波数が三・五ギガヘルツ以上であって、デジタルアナログ変換分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のもの

（二）　デジタルアナログ変換クロック周波数が一・二五ギガヘルツ以上であって、デジタルアナログ変換分解能が一二ビット以上のもの

第六条第二号リ中「第十二号イ若しくはロ、第十三号イ若しくはロ」を「第十二号イ、ロ若しくはハ、第十三号イ、ロ若しくはホ」に改め、同号ワ（五）中「を超える」を「超五六ギガヘルツ以下の」に改め、「合成出力周波数範囲で、」の下に「五五〇メガヘルツを超えるいずれかの」を加え、同号ワ（五）の次に次のように加える。

（六）　五六ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

（七）　七〇ギガヘルツを超える合成出力周波数範囲で、周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

第六条第五号ロ中「二五〇ワット」を「三〇〇ワット」に改め、同条第十三号イ中「一〇〇ナノ秒未満のパルス幅の」を「次の（一）及び（二）に該当する」に改め、同号イに次のように加える。

（一）　パルス幅が一〇〇ナノ秒未満のもの

（二）　オン・オフ比が六五デシベル以上のもの

第六条第十三号ニ中「合成出力周波数が三・二ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下であって、」を「搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が」に改め、同号ニ（一）及び（二）中「動作周波数とオフセット周波数の隔たりが」を「三・二ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの合成出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが」に改め、「搬送波に対する一ヘルツ当たりの単側波帯位相雑音の比が」を削り、同条第十四号イ中「最大動作周波数が」を「であって、かつ」を「のいずれかの動作周波数帯域において」に改め、同条第十五号イ中「四三・五ギガヘルツ」を「七〇ギガヘルツ」に改め、同条第十七号ニを次のように改める。

ニ　削除

第六条第十七号ホ（一）中「、ハ又はニ」を「又はハ」に改め、同号ト（一）及び（三）中「第八号の二」を「第八号の三」に改め、同条第十九号ロ中「〇・〇一マイクロクローン」を「電子ビーム又はイオンビームで使用するために設計したレジストであって、〇・〇一マイクロクローン」に改め、「電気量を照射する電子ビーム又はイオンビームに対する」を削り、同号ハ中「二・五ミリジュール」を「エックス線で使用するために設計したレジストであって、二・五ミリジュール」に改め、「エネルギーを照射するエックス線に対する」を削り、同号ニを次のように改める。

ニ　表面イメージング技術用に最適化したレジスト（シリル化したレジストを含む。）

第七条第三号イを次のように改める。

イ　削除

第七条第三号ハ及びホ中「一・五実効テラ演算」を「三・〇実効テラ演算」に改め、同号ル中「（五の四）」を「（五の五）」に改める。